

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の円度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2018.3.16 ナイロビ で (同日)	日本側 大天使 ケニア側 植澤利次 植澤利次 ロテナイッチ財務・計画官	2018.4.6 130号
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2018.8.8 ナイロビ で (同日)	日本側 大天使 ケニア側 植澤利次 植澤利次 ロテナイッチ財務・計画官	2018.8.22 260号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。